

平成28年度 造林・素材生産事業及びシステム販売に関する説明会

## 平成28年度 素材生産・販売関係事業について

- 1 平成28年度 素材生産・販売関係事業の概要
- 2 製品生産事業について
- 3 国有林材の安定供給システムによる販売

平成28年3月3日(木)

# 平成28年度 素材生産・販売関係事業の概要

## ○ 平成28年度生産事業の予定について

- (1) 平成27年度 補正予算等の発注状況
- (2) 平成28年度事業の発注見通しについて
- (3) 民間競争入札(市場化テスト)
  - ・平成28年度の実施要項策定(局HP)

# 平成28年度 民間競争入札実施概要

## (1) 胆振東部森林管理署

面積: 約220ha      材積: 約9,200m<sup>3</sup>

## (2) 日高北部森林管理署

面積: 約410ha      材積: 約13,000m<sup>3</sup>

## (3) 宗谷森林管理署

面積: 約191ha      材積: 約9,100m<sup>3</sup>

## (4) 網走中部森林管理署

面積: 約263ha(植付約6ha)      材積: 約17,940m<sup>3</sup>

## (5) 渡島森林管理署

面積: 約210ha(植付約3ha)      材積: 約13,700m<sup>3</sup>

# 平成28年度 製品販売事業の概要

## 1 平成28年度製品販売事業の予定について

### (1) 委託販売について

- ・産物委託販売の企画競争（公募）
- ・越材の販売について

### (2) システム販売について

- ・昨年度との主な変更について
- ・素材生産事業体、監督職員、資源活用担当者との連携について

# 製品生産事業について



北海道森林管理局 資源活用第二課

# 説明概要

- I 平成28年度主な通知等改正**
- II その他の変更点**
- III 委託販売向け人工林材の採材等**
- IV 事業実行に当たっての留意点**

# I 平成28年度主な通知等改正

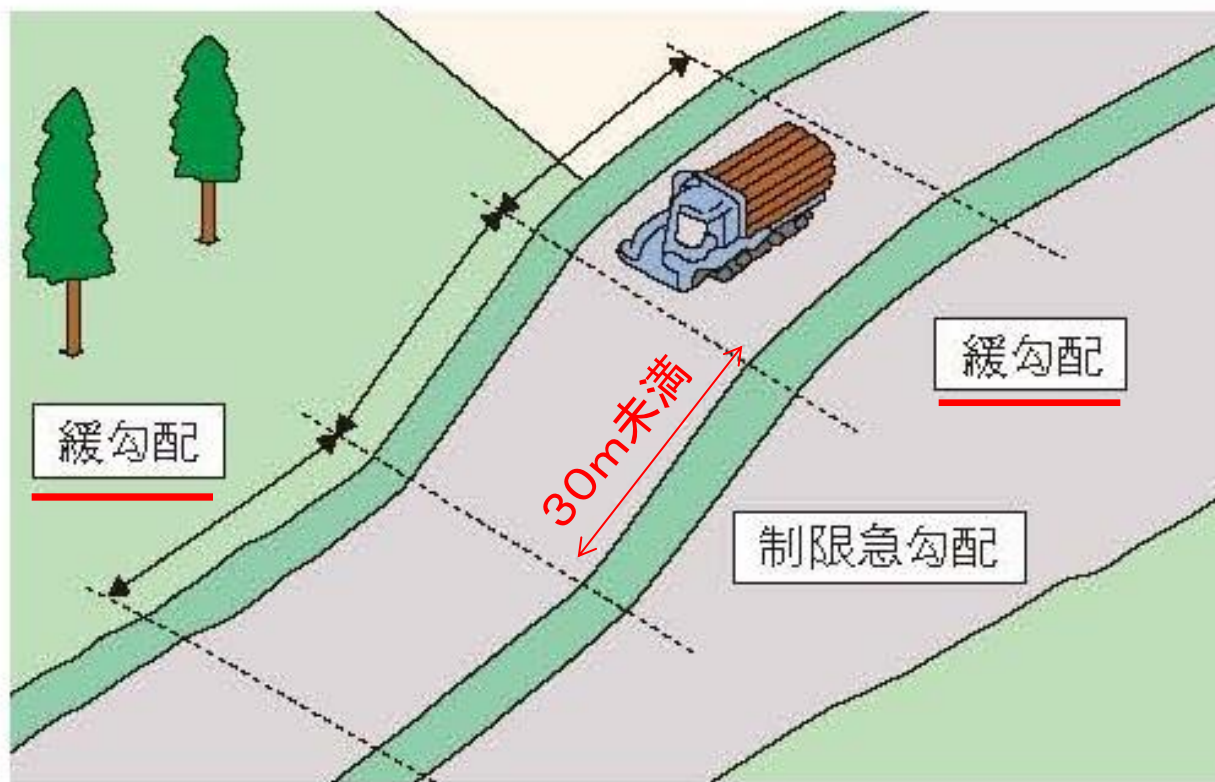
## 1 局仕様書の改正

### (1) 森林作業道作設仕様書及び 森林作業道作設指導基準(様式14の別表)

- 2(2)縦断勾配  
「14° (25%)程度」 ⇒ 「14° (25%)以内」
- 審査項目3  
やむを得ない場合の縦断勾配とその延長を改正。  
「14° (25%)程度」 ⇒ 「14° (25%)以内」  
「100m以内」 ⇒ 「30m未満」
- 審査項目3  
やむを得ない場合の縦断勾配とその延長を改正。  
「14° (25%)程度」 ⇒ 「14° (25%)以内」  
「100m以内」 ⇒ 「30m未満」  
「100m超える」 ⇒ 「30m以上となる」

## 〔林業・木材製造業労働災害防止規程改正概要抜粋〕

走行路の確保のため作業路の幅員は走行車両の1.2倍以上とし、**30m以上の制限勾配を設けないこと。また、制限勾配は縦断勾配で25%（約15度）以内とし、前後には緩和区間を設けることとしました。**



## (2) 採材長級の追加

- 直材・曲がり材の表現を削除し、材長等具体的に表記。

### 第7条第2項

針葉樹人工林材は、4.00mと3.65mの一般材を優先して採材し、曲がり、腐れ等の欠点により一般材に区分できない材は4.00m、3.65mの低質材、製材としての利用可能材積が50%以下の場合は原料材として長材は採らないことを基本とする。ただし、カラマツについては、低質材の区分がないこと、2.20m等の一般材区分があることに留意すること。

なお、基本材長以外は、需要動向によって変更する材長とし監督職員の指示により採材するものとする。



# 造材仕様書に新たな長級を追加。

## 1 造材仕様書

(長級：単位m)

| 針<br>広<br>別 | 樹<br>種         | 優 良 材 等      |       |       | 一 般 材                                  | 低 質 材                   | 原 料 材                              | 摘 要           |
|-------------|----------------|--------------|-------|-------|----------------------------------------|-------------------------|------------------------------------|---------------|
|             |                | 高品質材         | 準高品質材 | 特殊用途材 |                                        |                         |                                    |               |
| 針<br>葉<br>樹 | スギ             | —            | —     | —     | 3.65 4.00<br><br>(3.00)                | —                       | 2.40<br>(3.65)                     | 採材は、複雑にしないこと。 |
|             | エゾマツ<br>アカエゾマツ | 3.65<br>4.00 |       | —     |                                        | 3.65 4.00<br><br>(3.00) |                                    |               |
|             | トドマツ           | —            | —     | —     |                                        |                         |                                    |               |
|             | カラマツ           | —            | —     | —     | 2.20 3.65 4.00<br>(2.30<br>、2.40、2.80) | —                       | 2.40<br>(2.20)<br>(2.80)<br>(3.65) |               |
|             | ドイツスギ          | —            | —     | —     | 3.65 4.00<br>(3.00)                    | 3.65 4.00<br>(3.00)     | 2.40                               |               |
|             | チ              |              |       | 3.00～ |                                        |                         | 1.80～                              |               |

## 2 入札公告・入札説明書の改正

### (1) 落札者の決定方法等の評価基準の改正

- 配置予定技術者等の受講状況欄に記載されている研修自体がなくなったことや、今後も研修名称が変わることから研修名称を削除。

28年度からは、

「林野庁主催・実施及び都道府県主催・実施 の森林作業道作  
設に関する研修受講者がいるかについて評価 。」

として研修 を受講したかどうかを評価する。

# 3 目で分かる指導基準の改正

## 3 既設集材路を利用する場合

### 【規格とは】

- ・幅員3.0～3.5m程度、縦断勾配は概ね $10^{\circ}$ （18%）以下であること
- ・短区間（30m未満）に限り $14^{\circ}$ （25%）以下となっていること
- ・横断勾配は水平となっていること

## 6 縦断勾配は概ね $10^{\circ}$ （18%）以下か

- 縦断勾配は概ね $10^{\circ}$ （18%）以下とする。なお、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね $14^{\circ}$ （25%）以下まで可とする。
- やむを得ない場合とは、土地の形状等の制約から通過できる箇所が限定されることにより急勾配とならざるを得ない場合をいう。
- 短区間とは、30m未満とする。30m以上となる場合は、フォワーダ集材の安全性及び路面流水を考慮し、中間地点で縦断勾配の緩い区間を設ける。

## Ⅱ その他の変更点

### 1 請負事業仕訳書(A)

#### ① 熊撃退スプレー

27年度より安全対策として熊撃退スプレーを計上していますが、28年度からはその必要の有無について、「請負事業仕訳書(A)」の中に明記。

請負事業仕訳書 (A)

| 直接費内訳書 |      |       |      |           |    |      |      |     |      |         |
|--------|------|-------|------|-----------|----|------|------|-----|------|---------|
| 作業場所   | 作業区分 |       | 変動費  | 事業別請負予定数量 |    |      |      |     |      | 摘要      |
|        | 事業地  | 作業種   | 作業工程 | 固定費別      | 経常 | 天然受光 | 育成受光 | 誘導伐 | 保育活用 |         |
| 千歳     | 伐採搬出 | 伐倒    | 変    |           |    |      |      |     |      |         |
|        |      | 造材    | 変    |           |    |      |      |     |      |         |
|        |      | 集材    | 変    |           |    |      |      |     |      |         |
|        | その他  | 機械類運搬 | 固    |           |    |      |      |     |      |         |
|        |      | 人員輸送費 | 固    |           |    |      |      |     |      |         |
|        |      | その他経費 | 固    |           |    |      |      |     | ○ 本  | エゾシカ対策  |
|        |      | その他経費 | 固    |           |    |      |      |     | ○ 本  | 熊撃退スプレー |
|        |      |       |      |           |    |      |      |     |      |         |

#### ② 敷砂利の計上

製品生産事業の効率性、適正な事業の発注を求められていることから、28年度より敷砂利については、必要最小限の数量を仕訳書に明記。

# Ⅲ 委託販売向け人工林材の採材等

## 1 採材寸法

- 基本的な採材寸法（長級）は、造材仕様書に示された裸書きの長級により採材。
- （ ）書きの長級は需要動向を把握し、発注者の指示により採材する寸法。
- 延び寸は、求める材長を確保するためのものであり、合理的な範囲として5cm程度。

## 2 仕訳

- ・ 採材及び仕訳については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に規定された「素材の日本農林規格」に基づき、一定の品質確保が求められています。
- ・ 製品生産事業請負で生産された一般材比率（低質材含む）は、24年度40%、25年度44%、26年度51%の結果でした。  
さらなる一定の品質確保が求められています。
- ・ システム販売（製品）においては、仕訳された材を協定単価で販売するため、特に日本農林規格に基づく仕訳の徹底が必要です。
- ・ 27年度に引き続き造材仕様書、素材の日本農林規格に基づいた採材及び仕訳を徹底することとしています。

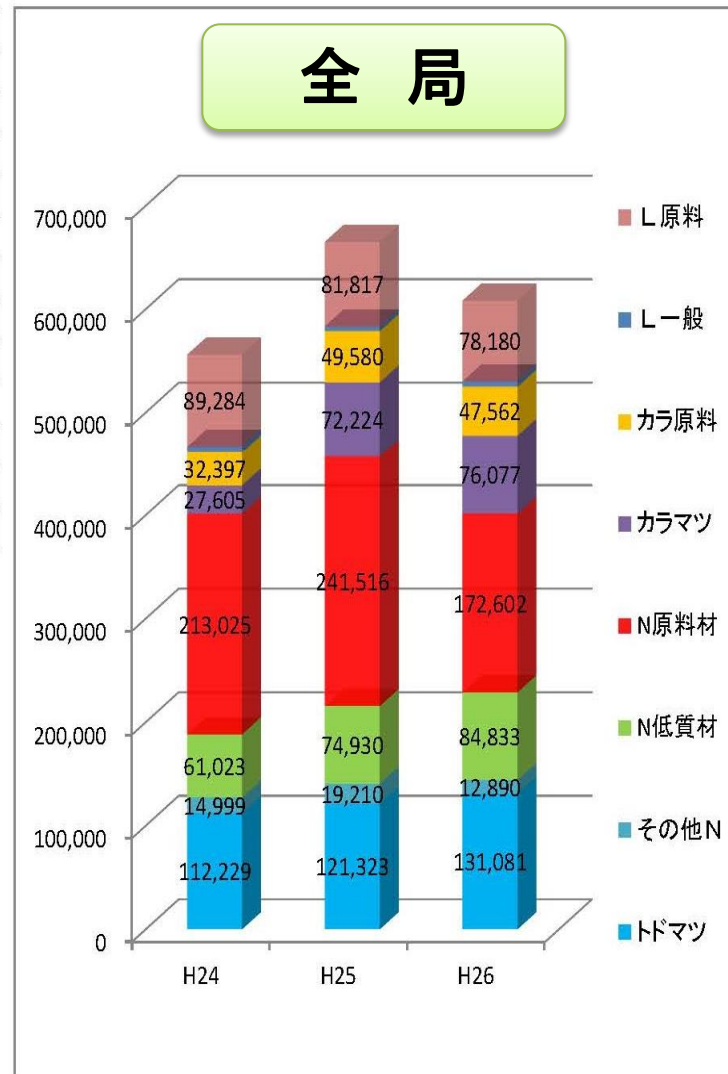
### 3 平成24～26年度 一般材・原料材比率

| 材種別       |          |             |       |             |       |            |       |
|-----------|----------|-------------|-------|-------------|-------|------------|-------|
| 局         | 区分       | NL合計        |       | N           |       | L          |       |
| H24<br>局計 | 一般材(低質材) | 221,297.091 | 39.8% | 215,856.276 | 46.8% | 5,440.815  | 5.7%  |
|           | 原料材      | 334,706.704 | 60.2% | 245,422.474 | 53.2% | 89,284.230 | 94.3% |
|           | 合計       | 556,003.795 |       | 461,278.750 |       | 94,725.045 |       |

|           |          |             |       |             |       |            |       |
|-----------|----------|-------------|-------|-------------|-------|------------|-------|
| H25<br>局計 | 一般材(低質材) | 292,210.541 | 43.9% | 287,687.098 | 49.7% | 4,523.443  | 5.2%  |
|           | 原料材      | 372,914.051 | 56.1% | 291,096.809 | 50.3% | 81,817.242 | 94.8% |
|           | 合計       | 665,124.592 |       | 578,783.907 |       | 86,340.685 |       |

|           |          |             |       |             |       |            |       |
|-----------|----------|-------------|-------|-------------|-------|------------|-------|
| H26<br>局計 | 一般材(低質材) | 309,984.760 | 51.0% | 304,880.971 | 58.1% | 5,103.789  | 6.1%  |
|           | 原料材      | 298,343.752 | 49.0% | 220,163.948 | 41.9% | 78,179.804 | 93.9% |
|           | 合計       | 608,328.512 |       | 525,044.919 |       | 83,283.593 |       |

| 樹材種別 |         |         |         |           |
|------|---------|---------|---------|-----------|
|      | H24     | H25     | H26     | 合計        |
| トドマツ | 112,229 | 121,323 | 131,081 | 364,632   |
| その他N | 14,999  | 19,210  | 12,890  | 47,099    |
| N低質材 | 61,023  | 74,930  | 84,833  | 220,787   |
| N原料材 | 213,025 | 241,516 | 172,602 | 627,144   |
| カラマツ | 27,605  | 72,224  | 76,077  | 175,906   |
| カラ原料 | 32,397  | 49,580  | 47,562  | 129,540   |
| L一般  | 5,441   | 4,523   | 5,104   | 15,068    |
| L原料  | 89,284  | 81,817  | 78,180  | 249,281   |
| 合計   | 556,004 | 665,125 | 608,329 | 1,829,457 |



# IV 事業実行に当たっての留意点

## 1 誤伐の防止

### ● 製品生産事業請負

#### 〔被害状況〕

- ・ 同一小班内に設けられていた間伐除外地を誤って伐採。

#### 〔原因〕

- ・ 周囲標示が明確（朱色テープで二重巻）に標示されていたが、確認しないまま伐採作業を進めたため。

#### 〔保安林関係〕

- ・ 間伐除外地であるため、保安林の未協議伐採。

## 2 監督職員等とのコミュニケーション

事業実行中には様々な問題が発生しています。

- ・伐採列の方向の検討
- ・森林作業道の計画路線の変更
- ・採材寸法の変更

などなど。



問題が発生したら速やかに監督職員等に連絡して、対応方法を打ち合わせるようお願いします。

なお、打ち合わせた内容は、監督職員は監督日誌に記載することとしていますので、現場代理人の方は、作業日報に同様に記載願います。